

電気供給約款 新旧約款対照表

条項	変更前	変更後
2.定義 (19) (20) (21)(22)	<p><u>(19)貿易統計</u> <u>関税法に基づき公表される統計</u> <u>をいいます。</u></p> <p><u>(20)平均燃料価格算定期間</u> <u>貿易統計の輸入品の数量および</u> <u>価額の値に基づき平均燃料価格</u> <u>を算定する場合の期間とし、毎</u> <u>年1月1日から3月31日までの</u> <u>期間、(中略)または12月1日か</u> <u>ら翌年の2月28日までの期間</u> <u>(翌年が閏年となる場合は、翌</u> <u>年の2月29日までの期間とい</u> <u>します。)をいいます。</u></p> <p><u>(21)電気料金のお知らせ</u> <u>(17)に規定の書面で需給契約</u> <u>成立後、毎月当社からお客様に</u> <u>郵送する使用電力量や料金等</u> <u>が記載された書面のことをい</u> <u>ます。</u></p>	<p>(19)平均市場価格算定期間 (※新設) 一般社団法人日本卸電力取引所 (以下「JEPX」といいます。) が 公表するスポット取引に係る情 報にもとづき平均市場価格を算 定する場合の期間とし、毎年1 月1日から1月31日までの期 間、(中略)または12月1日から 12月31日までの期間をいいま す。</p> <p>(20)電気料金のお知らせ (17)に規定の書面で需給契 約成立後、毎月当社からお客さ まに送付する使用電力量や料金 等が記載された書面のことをい ます。</p> <p>(21)販売代理店 当社と業務委託契約を締結し、 需給契約の媒介及び取次を行う 業者をいいます。</p>

	<p><u>(22)販売代理店</u> 当社と業務委託契約を締結し、需給契約の媒介及び取次を行う業者をいいます。</p>	<p>(22) (※該当なし)</p>
5. この供給約款の変更 (1)	<p>(1)当社は、託送約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正によりこの供給約款の変更が必要となった場合、その他当社が必要と判断した場合、この供給約款を変更することがあります。この場合、変更後の供給約款は実施期日までに相当な予告期間をおいて当社のホームページに掲示する方法または当社が判断する適切な方法によりお知らせいたします。この場合の供給条件は、変更後のこの供給約款によります。なお、13.(料金)の別紙Ⅰにかかる料金は、変更があった直後の検針日から適用いたします。</p>	<p>(1)当社は、託送約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正によりこの供給約款の変更が必要となった場合、電力広域的運営推進機関により定める容量市場の容量確保契約約款等が改正された場合、その他当社が必要と判断した場合、この供給約款を変更することがあります。この場合、変更後の供給約款は実施期日までに相当な予告期間をおいて当社のホームページに掲示する方法または電子メールの送信、その他当社が判断する適切な方法によりお知らせいたします。この場合の供給条件は、変更後のこの供給約款によります。なお、13.(料金)の別紙Ⅰにかかる料金は、変更があった直後の検針日から適用いたします。</p>
5.需給約款の変更 (2) □	<p>(2) □需給契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p>	<p>(2) □需給契約締結後の書面交付を行う場合には、電子メールの送信、その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p>

13. 料金 (1)	(1) 料金は、別紙 I に定める基本料金、電力量料金および別表 1 (3) (再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と、 <u>別表 2 (1) (燃料費調整額の算定)</u> によって算定された燃料費調整額、および、 <u>別表 3 (1) (離島ユニバーサルサービス調整額の算定)</u> によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、支払期日までにお支払いいただきます。	(1)料金は、別紙 I に定める基本料金、電力量料金および別表 1 (3) (再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と、 別表 2 (4) (電源調達調整額) によって算定された電源調達調整額を支払期日までにお支払いいただきます。
20. 料金その他の支払方法 (8)	(記載なし)	※新設 (8)当社は、お客さまからの申し出により発行する書面の発行手数料として以下に定める金額を申し受けます。 ・支払証明書（需要場所における1需給契約ごとに発行）1通の発行につき 880 円(税込)
32. 損害賠償の免責 (4)	(4) 天災、戦争、暴動等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、 <u>当社もしくはお客さまは</u> その損害について賠償の責めを負いません。	(4)当社は、天災、戦争、暴動等不可抗力によってお客さまが損害を受けた場合その損害について賠償の責めを負いません。
54. この供給約款の実施日	この供給約款は、 <u>2023年1月1日</u> から実施いたします。	この供給約款は、 2023年4月1日 から実施いたします。

別表

2 燃料費調整

(※削除)

2 電源調達調整(※新設)

電源調達調整額の算定は以下のとおり行います。

(1)平均市場価格の算定

平均市場価格は、JEPX が公表するスポット取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいいます。）における各平均市場価格算定期間中のエリアプライスの合計を当該算定期間中における商品の数により除した値を下記の算定方法で補正した値とし、供給エリア（ただし、沖縄エリアを除きます。）ごとに算定いたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものといたします。また、平均市場価格の単位は 1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。なお、損失率はお客様の供給電圧およびエリアに応じて、託送約款の定めるとおりの値です。

※エリアプライスは関東、中部、北陸、近畿、中国、四国、九州のエリアごとに異なり、エリアごとの電源調達調整単価を決定します。

※エリアごとの換算係数は以下の通りといたします。

<算定方法>

平均市場価格

$$=(\text{平均エリアプライス}) \div (1-\text{エリアの損失率}) \times \text{エリアごとの換算係数}$$

<換算係数>

	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
換算係数	1.16	1.13	1.11	1.09	1.12	1.09

(2)電源調達調整単価

供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの電源調達調整単価は、供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの平均市場価格にもとづき、次のとおりといたします。また、次の算定式における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る標準税率をいいます。電源調達調整単価の単位は 1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

1 キロワット時当たりの平均市場価格から 基準単価を減算し計算した単価（エリアごとの基準単価は以下の通りといたします）

<電源調達調整単価>

$$= (\text{供給エリアごとの平均市場価格} - \text{基準単価}) \times (1 + \text{消費税率})$$

<基準単価>

	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
基準単価	13.63	12.95	11.29	12.44	12.86	10.20

(3)電源調達調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された電源調達調整単価は、その平均市場価格算定期間に応する電源調達調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。算定期間、および適用期間は、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	電源調達調整単価適用期間
毎年 1月 1日から 1月 31日までの期間	その年の 3月の検針日から 4月の検針日の前日までの期間
毎年 2月 1日から 2月 28日までの期間（閏年となる場合は、2月 29日までの期間）	その年の 4月の検針日から 5月の検針日の前日までの期間
毎年 3月 1日から 3月 31日までの期間	その年の 5月の検針日から 6月の検針日の前日までの期間
毎年 4月 1日から 4月 30日までの期間	その年の 6月の検針日から 7月の検針日の前日までの期間
毎年 5月 1日から 5月 31日までの期間	その年の 7月の検針日から 8月の検針日の前日までの期間
毎年 6月 1日から 6月 30日までの期間	その年の 8月の検針日から 9月の検針日の前日までの期間
毎年 7月 1日から 7月 31日までの期間	その年の 9月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間
毎年 8月 1日から 8月 31日までの期間	その年の 10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間
毎年 9月 1日から 9月 30日までの期間	その年の 11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間
毎年 10月 1日から 10月 31日までの期間	その年の 12月の検針日から翌年の 1月の検針日の前日までの期間
毎年 11月 1日から 11月 30日までの期間	翌年の 1月の検針日から 2月の検針日の前日までの期間
毎年 12月 1日から 12月 31日までの期間	翌年の 2月の検針日から 3月の検針日の前日までの期間

(4)電源調達調整額

電源調達調整額は、その 1ヶ月の使用電力量に(2)によって算定された電源調達調整単価を乗じ

て算定いたします。

(5)電源調達調整単価のお知らせ

当社は、当社が適切と判断した方法により、電源調達調整単価をお客さまにお知らせいたします。

(6)算定式の改定

当社は、毎年1月、4月、7月及び10月の各月1日付で、平均市場価格及び電源調達調整単価の算定式の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、ホームページに掲載または電子メールの送信、その他当社が適当と判断する方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、各月1日付の改定の場合、改定月の検針日から改定月の翌月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の算定式に基づいた電源調達調整の適用を開始するものといたします。

3 離島ユニバーサルサービス調整

(※削除)

電気供給約款別紙 I

条項	変更前	変更後
二 料金	<p>(略) ただし、電力量料金は、<u>別表 2(燃料費調整) (1)</u>によって算定された平均燃 料価格が X 円を下回る場合 は、<u>別表 2(燃料費調整) (1)</u>ニによって算定された燃料費 調整額を差し引いたものと し、<u>別表 2(燃料費調整) (1)</u>イによって算定された平均燃 料価格が X 円を上回る場合 は、<u>別表 2(燃料費調整) (1)</u>ニによって算定された燃料費 調整額を加えたものといたし ます。</p> <p>(以下変更なし)</p>	<p>(略) ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によ って算定された電源調達調整額を加えたものといたしま す。</p> <p>(以下変更なし)</p>
二 料金	<p>(略)</p> <p>算定された基本料金と電力量 料金の合計が次の最低利用料 金を下回る場合は、その 1 月 の料金は、次の最低利用料金 および電気供給約款別表 1(再 生可能エネルギー発電促進賦 課金)によって算定された再生 可能エネルギー発電促進賦課 金の合計といたします。</p>	<p>(略)</p> <p>算定された料金が次の最低利 用料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低利用 料金といたします。</p>
ホ 料金	<p>(略) ただし、電力量料金は、<u>別表 2(燃料費調整) (1)</u>によって算定された平均燃 料価格が X 円を下回る場合 は、<u>別表 2(燃料費調整) (1)</u>ニによって算定された燃料費 調整額を差し引いたものと し、<u>別表 2(燃料費調整) (1)</u>イによって算定された平均燃</p>	<p>(略) ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によ って算定された電源調達調整 額を加えたものといたしま す。</p> <p>(以下変更なし)</p>

	<p><u>料価格が X 円を上回る場合</u> <u>は、別表 2（燃料費調整）(1)</u> <u>ニによって算定された燃料費</u> <u>調整額を加えたものといたし</u> ます。 (以下変更なし)</p>	
--	---	--

以上